

## 秘密保持契約書の作成

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表  
公益社団法人日本仲裁人協会 理事  
京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

### 1. 英文秘密保持契約書の締結時期と方式

秘密保持契約は英語では“Non Disclosure Agreement (NDA)”, “Secrecy Agreement”, “Confidentiality Agreement”等が使用されている。

#### ① 秘密保持契約の締結時期：

秘密保持契約は、契約交渉に入る前に、又は秘密情報を開示する前に締結されるものである。例えば、営業秘密を含む工場ライン等の見学は、見せる前に秘密保持契約の締結が必須となる。

#### ② 契約書の形式：双務契約と片務契約

双務契約：当事者双方が各々守秘義務を負う契約

片務契約：一方の当事者のみが守秘義務を負う契約

### 2. 開示する秘密情報、営業秘密の特定の方法

秘密情報と一般情報の区別をする方法として、通常、以下のような方法が採られる。

- 紙媒体の営業秘密の文書等に「マル秘」「Secret」の表示  
施錠可能なキャビネット、金庫に保管等  
紙媒体のコピー、スキャン、撮影の禁止措置
- 電子情報の場合は、記録媒体へのマル秘表示  
電子ファイル名、フォルダ名へのマル秘の付記  
電子ファイル、電子ファイルを含むフォルダの閲覧の  
パスワード設定等
- 無形のノウハウ等は秘密情報として文書などで記録

### 3. 秘密保持契約書の読み方

#### 1) 秘密情報 (Confidential Information) の特定と例外

##### (1) 開示される秘密情報の特定

秘密保持義務の対象は契約で特定、定義される秘密情報であり、秘密保持契約書の最重要規定である。交渉で開示される秘密情報が特定のものに限られる場合は、開示される秘密情報を具体的に明記した附表を秘密保持契約書に添付する方法が採られる。開示される秘密情報が特定されていなく交渉期間中に随時に随時開示される場合は、秘密情報を例示列挙して定義する方法が採られる。一般には秘密情報としては以下のようなものが含まれる。

##### ① 技術ノウハウ等が含まれる秘密情報

仕様書、図面、見本、模型、設計図、金型、設備機械のレイアウト、操作マニュアル、材料配合表、製造工程表、品質管理マニュアル、他

##### ② 営業機密等が含まれる秘密情報

マーケティングプラン、財務、営業情報、顧客リスト、供給業者リスト、他

##### ③ 秘密保持契約の存在、取引に関する協議、交渉の存在

##### (2) 秘密情報の特定、定義

契約で保護する秘密情報をどのように特定して定義するかが問題となるが、開示者 (Discloser) の立場、受領者 (Recipient) の立場により異なる。開示者はより広く秘密情報を定義して秘密保持義務、目的外使用の対象となることを望む。

##### (例文) ① 秘密情報を広い範囲とする定義の規定

“Confidential Information” means all information and trade secret disclosed by Discloser to Recipient orally or in writing or other intangible or tangible form including, without limitation, ideas, know how, techniques, designs, specifications, drawings, models, samples, flowchart, marketing plans, financial business information, name of customers or suppliers, and existence of this Agreement and the existence of negotiation of this transaction.

一方、受領者の立場からは秘密情報を限定的に定義して秘密保持義務の対象を特定することを望む場合が多い。秘密情報の定義の方法としては、開示者が開示する秘密情報をマル秘などで表示したものに限定、また、口頭により提供した情報を書面での提供を求める等で限定する方法が採られる。

(例文) ② マル秘表示で特定して秘密情報の範囲を限定定義する規定

“Confidential Information” means know how, trade secret and other proprietary information disclosed by Discloser to Recipient orally or in writing or other intangible or tangible form, such as drawings, techniques, designs, specifications, blueprints, models, samples, flow charts and any other information that is disclosed in writing and marked with the words “Confidential” or the words with the similar meaning or disclosed orally or virtually by summarizing the same in writing “Confidential” or the like and sending such summary to Recipient within thirty (30) days after disclosure.

#### (3) 秘密情報の例外

秘密情報を定義する場合は、通常、秘密情報の例外規定が設けられる。

秘密情報の例外は；

##### ① 開示された時点で既に受領者が了知している情報

開示された時点で受領当事者がすでに知っている情報を開示者から受領した場合に、その情報を秘密情報から除かれる。当事者が同種の技術を開発、取り扱っている場合には、受領者がすでに了知しており、自由に開示、使用することができる情報であるので、秘密情報の例外とされる。

##### ② 開示された時点で既に公知である情報

開示された秘密情報が開示された時点ですでに一般に知られた、また容易に知ることができる状態である場合には、秘密情報から除かれる。

##### ③ 開示後に受領者の責めによらず公知となった情報

開示された秘密情報が、開示された以後に受領者の過失など受領者の責に帰すべき事由による場合以外で公知、公用となった情報は秘密情報から除かれる。

##### ④ 第三者から適法に入手した情報

開示者から秘密情報として受領した受領者が、その情報について、第三者が秘密保持義務を負うことなく保有しており、その第三者がその情報について秘密義務を課すことなく受領者に開示する場合は、その情報はもはや秘密保護の必要性が低く、秘密保持の制約を受けるべきではなく、秘密情報から除かれる。

##### ⑤ 受領者が独自の開発で取得した情報

受領者が開示者と同様の開発を独自で行っている場合に、開示者からの秘密情報に基づかないで独自開発した場合に、開示者から受領した秘密情報に制限されることが無いように、秘密情報から除かれる。

(例文) 秘密情報の例外規定 (受領者に証明義務を課す)

Confidential Information shall not include any information that Recipient can show ;

- a) is publicly available when received or which becomes later so available through no fault of Recipient and without violation of this Agreement,
- b) was known and on record at Recipient prior to disclosure by Discloser,
- c) is lawfully obtained by Recipient from a third party,
- d) is developed by Recipient independently of any such disclosure by Discloser.